

霧島市条例第 27 号

令和 7 年 7 月 3 日

霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成17年霧島市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第13条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される霧島市議会議員及び霧島市長の選挙において適用し、同日の前日までにその期日を告示された霧島市議会議員及び霧島市長の選挙については、なお従前の例による。